

全国老人医療・国民健康保険主管課（部）長及び
後期高齢者医療広域連合事務局長会議

《保険局国民健康保険課説明資料》

平成19年2月19日

目 次

1	保険料の賦課限度額の見直しについて……………	1
2	平成19年度国民健康保険助成費について ……	8
3	補助金申請事務等の適正化等について ……	11
4	国保組合の事業運営について……………	12
5	市町村保険者に対する助言等について	
	・ 保険料（税）の収納対策の充実・強化に関する助言等について……………	13
	・ その他の留意事項について ……	15
6	国保ヘルスアップ事業の助成等について ……	22

「国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（案）」の概要

1. 国民健康保険の保険料の基礎賦課額についての限度額の見直し

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（案）において、所得の動向等を勘案して、国民健康保険の保険料の基礎賦課額についての限度額の見直しを行うこととする。

具体的には、当該限度額を現行５３万円から５６万円に引き上げるものとする。

〔根拠法令〕

- ・国民健康保険法第８１条

〔改正政令〕

- ・国民健康保険法施行令第２９条の７第２項第１０号及び第３項第６号

2. 施行日

平成１９年４月１日（日）

政令第 号

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令

内閣は、国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第八十一条の規定に基づき、この政令を制定する。

国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）の一部を次のように改正する。

第二十九条の七第二項第十号及び第三項第六号中「五十三万円」を「五十六万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、平成十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この政令による改正後の国民健康保険法施行令第二十九条の七第二項第十号及び第三項第六号の規定は、平成十九年度以後の年度分の保険料について適用し、平成十八年度分までの保険料については、なお従前の例による。

新旧対照条文

◎ 国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
（市町村の保険料の賦課に関する基準） 第二十九条の七（略） 2（略） 一〇九（略） 十 第三号の基礎賦課額（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、同号の基礎賦課額と次項第一号の基礎賦課額との合算額）は、<u>五十六万円</u>を超えることができないものであること。 3（略） 一〇五（略） 六 第一号の基礎賦課額（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、前項第三号の基礎賦課額と第一号の基礎賦課額との合算額）は、<u>五十六万円</u>を超えることができないものであること。 4・5（略）	（市町村の保険料の賦課に関する基準） 第二十九条の七（略） 2（略） 一〇九（略） 十 第三号の基礎賦課額（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、同号の基礎賦課額と次項第一号の基礎賦課額との合算額）は、<u>五十三万円</u>を超えることができないものであること。 3（略） 一〇五（略） 六 第一号の基礎賦課額（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、前項第三号の基礎賦課額と第一号の基礎賦課額との合算額）は、<u>五十三万円</u>を超えることができないものであること。 4・5（略）

国保料（税）賦課（課税）限度額改定経緯

基礎賦課（課税）額			介護納付金賦課（課税）額		
年	月	限 度 額	年	月	限 度 額
		円			円
34.	1	50,000			
46.	4	80,000			
49.	4	120,000			
51.	4	150,000			
52.	4	170,000			
53.	4	190,000			
54.	4	220,000			
55.	4	240,000			
56.	4	260,000			
57.	4	270,000			
58.	4	280,000			
59.	4	350,000			
61.	4	370,000			
62.	4	390,000			
63.	4	400,000			
1.	4	420,000			
3.	4	440,000			
4.	4	460,000			
5.	4	500,000			
7.	4	520,000			
9.	4	530,000			
			12.	4	70,000
			15.	4	80,000
			18.	4	90,000

事 務 連 絡
平成 1 9 年 1 月 2 9 日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課 御中

厚生労働省保険局国民健康保険課
— 企画法令係

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（案）及び国民健康保険条例
参考例の一部を改正する条例参考例（案）の送付について

平成 1 9 年度の与党税制改正大綱によって国民健康保険税の基礎課税額の限度額を 5 3 万円から 5 6 万円に引き上げることとされたことに関連して、現在、政府部内で「国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（案）」の審査中ですが、ほぼその内容が固まったことから、その案を情報提供します。

また、各市町村における国民健康保険条例の策定の参考に供するため、条例参考例（案）を送付しますのでご活用ください。

なお、政令については、平成 1 9 年 2 月 2 1 日に公布が予定されており、正式な条例参考例についても、政令の施行通知に併せて、公布日付けの事務連絡にて送付する予定としております。

国民健康保険条例参考例の一部を改正する条例参考例（案）

国民健康保険条例参考例の一部を次のように改正する。

第十八条の六及び第二十二条中「五十三万円」を「五十六万円」に改める。

附 則

1 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

2 この条例による改正後の第十八条の六の規定は、平成十九年度以後の年度分の保険料について適用し、平成十八年度分までの保険料については、なお従前の例による。

新旧対照条文 (案)

◎ 国民健康保険条例参考例

(傍線の部分は改正部分)

改正案	現行
(基礎賦課限度額) 第十八条の六 第十五条又は第十八条の二の基礎賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第十五条の基礎賦課額と第十八条の二の基礎賦課額との合算額をいう。第二十一条及び第二十二条第一項において同じ。)は、<u>五十六万円</u>を超えることができない。 (保険料の減額) 第二十二条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第十五条又は第十八条の二の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>五十六万円</u>を超える場合には、<u>五十六万円</u>)とする。 一 三 (略) 2 (略) 3 第一項及び第二項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第一項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第十五条又は第十八条の二」とあるのは「第十八条の八」と、「<u>五十六万円</u>」とあるのは「<u>九万円</u>」と、第二項中「第十八条」とあるのは「第十八条の十一」と読み替えるものとする。	(基礎賦課限度額) 第十八条の六 第十五条又は第十八条の二の基礎賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第十五条の基礎賦課額と第十八条の二の基礎賦課額との合算額をいう。第二十一条及び第二十二条第一項において同じ。)は、<u>五十三万円</u>を超えることができない。 (保険料の減額) 第二十二条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第十五条又は第十八条の二の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>五十三万円</u>を超える場合には、<u>五十三万円</u>)とする。 一 三 (略) 2 (略) 3 第一項及び第二項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第一項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第十五条又は第十八条の二」とあるのは「第十八条の八」と、「<u>五十三万円</u>」とあるのは「<u>九万円</u>」と、第二項中「第十八条」とあるのは「第十八条の十一」と読み替えるものとする。

2. 平成19年度国民健康保険助成費（予定額）

（国民健康保険課）

事 項	平成18年度 予 算 額	平成19年度 予 算（案）額	対 前 年 度 比 較 増 ▲ 減 額	摘 要
(項) 国 民 健 康 保 険 助 成 費	3,617,256,707	3,655,510,298	38,253,591	
(目) 国民健康保険特別対策費補助金	2,674,764	3,084,148	409,384	・医療制度改革に伴うシステム改修等 4. 1億円 ・生活習慣病予防を中心とした保健事業経費 7. 6億円
(目) 国民健康保険団体連合会等補助金	8,712,876	6,357,320	▲ 2,355,556	・レセプトのオンライン請求システムの運用経費 1. 2億円 ・保健師等に対する特定保健指導のプログラム研修経費等 0. 9億円
(目) 療 養 給 付 費 等 補 助 金	192,786,347	194,949,814	2,163,467	
療 養 給 付 費 補 助 金	187,859,959	189,980,139	2,120,180	
出 産 育 児 一 時 金 等 補 助 金	4,926,388	4,969,675	43,287	・出産育児一時金補助額単価UP(75,000円→87,500円)の 満年度化による増 1. 1億円
(目) 老人保健医療費拠出金補助金	87,843,829	95,259,608	7,415,779	
(目) 介 護 納 付 金 補 助 金	29,942,832	29,701,379	▲ 241,453	
(目) 療 養 給 付 費 等 負 担 金	1,689,948,848	1,749,829,173	59,880,325	
療 養 給 付 費 負 担 金	1,598,859,576	1,653,741,102	54,881,526	
保 険 基 盤 安 定 等 負 担 金	88,462,688	93,477,346	5,014,658	・保険基盤安定制度 保険者支援分 437億円 基準超過 6. 3億円 高額医療費共同事業 491億円
事 務 費 負 担 金	2,626,584	2,610,725	▲ 15,859	
(目) 老人保健医療費拠出金負担金	626,782,808	604,005,796	▲ 22,777,012	
(目) 介 護 納 付 金 負 担 金	241,567,412	230,735,891	▲ 10,831,521	
(目) 財 政 調 整 交 付 金	508,142,651	521,104,767	12,962,116	
(目) 老 人 保 健 医 療 費 拠 出 金 財 政 調 整 交 付 金	165,032,188	159,260,278	▲ 5,771,910	
(目) 介 護 納 付 金 財 政 調 整 交 付 金	63,822,152	61,222,124	▲ 2,600,028	

国保財政の現状(19年度予算案ベース)

医療給付費等総額：約75,600億円

市町村への地方財政措置：1,000億円

高額医療費共同事業

- 高額な医療費（1件80万円以上）の発生による国保財政の急激な影響の緩和を図るため、各市町村国保からの拠出金を財源として、都道府県単位で費用負担を調整し、国及び都道府県は市町村の拠出金に対して1/4ずつ負担。
- 事業規模：1,960億円

保険財政共同安定化事業

- 市町村国保間の保険料の平準化、財政の安定化を図るため、平成18年10月から1件30万円超の医療費について、各市町村国保からの拠出金を財源として、都道府県単位で費用負担を調整。

保険基盤安定制度

【保険者支援分】

- 低所得者数に応じ、保険料額の一定割合を公費で補填。
- 事業規模：880億円
(市町村1/4、都道府県1/4、国1/2)

【保険料軽減分】

- 低所得者の保険料軽減分を公費で補填。
- 事業規模：3,900億円
(市町村1/4、都道府県3/4)

法定外一般会計繰入等 約3,900億円 (17年度決算見込み)			調整交付金 (9%) 7,400億円	
財政安定化支援事業				
高額医療費共同	事業			
保険財政共同 安定化事業				
保険料 (約31,400億円)			定率国庫負担 (34%) 24,900億円	
保険者	支援分		都道府県調整交付金 5,100億円(7%)	
保険料軽減分				

調整交付金(国)

- 普通調整交付金(7%)
市町村間の財政力の不均衡等(医療費、所得水準)を調整するために交付。
- 特別調整交付金(2%)
画一的な測定方法によって、措置できない特別の事情(災害等)を考慮して交付。

都道府県調整交付金

- 都道府県が、各都道府県内の市町村の財政を調整するため、政令の定めるところにより、条例で交付。
平成17年度より導入。

公費負担額

国計：33,200億円
都道府県計：8,700億円
市町村計：1,200億円

← 50% → ← 50% →

国民健康保険団体連合会等補助金(平成 19 年度予算)の概要

	19 年度予算	18 年度予算
総 額	63.6 億円	(87.1 億円)
対前年度	▲23.6 億円減	(▲27.0 %減)

《新規事業等》

1. レセプトのオンライン請求システムの運用に要する経費 . . . 1.2 億円 (新規事業)
オンライン請求システムの運用経費
2. 保健師及び管理栄養士等に対する特定保健指導のプログラム研修に要する経費 . . . 0.5 億円 (新規事業)
医療保険者における特定保健指導の実施に携わる保健師及び管理栄養士等の養成を行うため、各都道府県の保険者協議会が行う実践的な特定保健指導のプログラム研修経費
3. 特定健診・保健指導実施計画の策定に関する支援・助言に要する経費 . . . 0.4 億円 (新規事業)
医療保険者が策定する「特定健康診査等実施計画」に関し、保険者協議会が雇用した保健師等による計画策定の支援・助言経費
4. ヘルスアップ事業に要する経費 . . . 5.0 億円 (7.2 億円)
健康づくりの人材育成事業の見直し等

国保組合の特別助成関係(平成 19 年度予算)の概要

	19 年度予算	18 年度予算
総 額	280.8 億円	(280.3 億円)
対前年度	0.5 億円増	(0.2 %増)

- ・ 特別調整補助金 229.5 億円 (229.5 億円)
- ・ 高額医療費共同事業 24.6 億円 (25.3 億円)
- ・ 特別対策費補助金 26.7 億円 (25.5 億円)

3 補助金申請事務等の適正化について

平成17年度決算検査報告について

- 会計検査院における平成17年度決算検査報告において、国民健康保険助成費について、次のとおり指摘があったところである。

例年、過大交付とされる事務処理誤りは同じような内容が繰り返されており、補助金申請事務の適正化に御配意をお願いしたい。

【不当事項】

〔療養給付費負担金〕

療養の給付費等の算定誤り

1 都	1 府 1 1 県 1 8 保険者	1 5 9, 2 1 8 千円
-----	-------------------	-----------------

小 計	<u>1 5 9, 2 1 8 千円</u>
-----	------------------------

〔財政調整交付金〕

・ 普通調整交付金

(ア) 調整対象需要額の算定誤り

1 都 1 道 1 府 1 0 県 2 5 保険者	6 6, 8 4 0 千円
---------------------------	---------------

(イ) 調整対象収入額の算定誤り

1 道	3 県 5 保険者	7 0, 4 6 6 千円
-----	-----------	---------------

・ 特別調整交付金

(ア) レセプト点検の交付要件不該当

1 道	1 0 県 1 5 保険者	2 8, 0 0 0 千円
-----	---------------	---------------

(イ) 保健事業費支出金の算定誤り

1 道	6 県 9 保険者	3 3, 9 4 0 千円
-----	-----------	---------------

(ウ) 収納率確保・向上の交付要件不該当

2 県	2 保険者	7, 8 6 2 千円
-----	-------	-------------

(エ) 医療費通知の通知世帯数算定誤り

1 県	1 保険者	1, 6 1 4 千円
-----	-------	-------------

(オ) モデル事業経費の算定誤り

1 県	1 保険者	1 0, 7 0 6 千円
-----	-------	---------------

小 計	<u>2 1 9, 4 2 8 千円</u>
-----	------------------------

合 計	7 2 保険者	<u>3 7 8, 6 4 6 千円</u>
-----	---------	------------------------

(のべ 7 6 保険者)